平成２４年（フ）第１６３号
岩手県八幡平市平笠第３地割128番地、旧住所岩手県八幡平市大更第34地割62番地１　イーストホープ206号室
債務者　遠藤　雅幸
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第８０号
福島県郡山市富田町字大十内85番地の168
債務者　桑原　正樹
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字内山118番地　折口原団地604号室、前住所福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原351番地４
債務者　菅原　章二
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第７７６号
愛知県小牧市大字池之内3116番地２　ラビデンス桃花台501号
債務者　惣菜緑こと　上村みどり
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４６号
住民票上の住所神戸市垂水区松風台２丁目５番３―908号
債務者　安田　英子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６０号
神戸市北区菖蒲が丘２丁目11番地の58
債務者　坂西貴美子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５１９号
神戸市中央区宮本通５丁目２番１号
債務者　宅庵こと白石春男こと　白　　春雨
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２２号
神戸市北区鈴蘭台東町１丁目２番19号
債務者　濱　　千里
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６９号
長崎県長崎市竿浦町671番地
債務者　小柳美代子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４６５号
名古屋市港区小碓２丁目362番地　サンパティーク小碓105号
債務者　丹羽貴美子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０４６号
名古屋市中川区一色新町３丁目1406番地　サンソシアM202号
債務者　佐藤　　勇
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１４３号
名古屋市守山区百合が丘1004番地　レグルス吉根102号
債務者　星野　潤一
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６７号
北九州市八幡西区浅川２丁目２番３―205号
債務者　岩元　　剛
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３４３号
北九州市小倉北区大門１丁目６番48号
債務者　千葉　俊史
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３７５号
北九州市小倉南区長行東１丁目１番10―502号
債務者　笠井　靖子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３８３号
北九州市小倉北区井堀１丁目２番16―204号
債務者　入江　良榮
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３９９号
北九州市小倉北区新高田２丁目５番10号
債務者　松本　良恵（旧姓四方）
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部